



広島県からの重要なお知らせ

令和8年4月1日

から

公害防止の受付窓口が 変更となります。

次の手続きについて、申請・届出窓口を **市町（対象は12市町）から県**へ変更します。

●大気汚染防止法

- ・ばい煙、粉じん発生施設の設置届出
- ・事故時の状況報告等

●ダイオキシン類対策特別措置法

- ・特定施設の設置届出
- ・事故時の状況報告等

●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

- ・公害防止統括者選任の届出等

●水質汚染防止法

- ・特定施設の設置届出
- ・事故時の状況報告等

●瀬戸内海環境保全特別措置法

- ・特定施設の設置許可申請等

●広島県生活環境の保全等に関する条例

- ・ばい煙、粉じん、汚水等関係特定施設設置の届出等

変更となるのは、一覧の12市町です。

広島市、呉市、東広島市、福山市、三次市、庄原市、大崎上島町の地域については、引き続き、各市町へ申請・届出書等を提出してください。

※安芸郡4町は、引き続き、県（西部厚生環境事務所広島支所）が申請・届出の受付窓口です。



広島県の「エコひろしま」
マスコットキャラクター
「みやんぱー」

変更対象地域	令和8年3月31日まで 受付窓口	令和8年4月1日以降 受付窓口
大竹市	大竹市 環境整備課	大竹市 廿日市市
廿日市市	廿日市市 ゼロカーボン推進課	廿日市市
江田島市	江田島市 地域支援課	江田島市
安芸高田市	安芸高田市 社会環境課	安芸高田市 安芸太田町 北広島町 (安芸郡4町)
安芸太田町	安芸太田町 税務住民課	安芸高田市 安芸太田町 北広島町 (安芸郡4町)
北広島町	北広島町 環境生活課	安芸高田市 安芸太田町 北広島町 (安芸郡4町)
竹原市	竹原市 地域づくり課	竹原市
三原市	三原市 生活環境課	三原市
尾道市	尾道市 環境生活課	尾道市 世羅町
世羅町	世羅町 町民課	尾道市 世羅町
府中市	府中市 環境衛生課	府中市 神石高原町
神石高原町	神石高原町 健康衛生課	東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 (福山市三吉町1-1-1 / 084-921-1311)

変更に関する
お問い合わせ

広島県 環境保全課
Tel.082-513-2917

詳細については、県ホームページでご確認ください。

詳しくはこちらから⇒ [広島県 公害防止 窓口](#)

検索

